


陳 述 書

令和 5 年 3 月 7 日

名古屋地方裁判所民事第 8 部合議 B 6 係 御中

友松孝雄 

- 1、はじめに、私、友松孝雄は春日井市議会議員として7期28年を終えようとしております。その間、6度の議長、愛知県市議会議長会会長や東海市議会議長会会長を務め、今日まで春日井市民の幸せや春日井市政の安定を願い、誠心誠意努力してきました。
- 2、原告の自由クラブからの脱会は、2度目の事です。  
1度目は、原告の息子奥村龍太氏（当時35歳）が令和2年4月23日に逮捕された事により翌日の24日付けで脱会し、令和3年4月1日に復帰したものです。
- 3、今回の事の起こりは、令和4年10月頃に加藤達也春日井市副市長より私に時間を取って欲しいと言われ、自由クラブの部屋で会ったことからです。  
その内容は、原告が市職員に業務を依頼する際に、市長与党最大会派の自由クラブに所属していると言って、圧力をかける行為が目立つ様になったという事と原告が作成した高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）に関するチラシを見せられた事でした。
- 4、このチラシ作成も含め原告の高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）に関する一連の行動は、自由クラブの政策的方向性と異なるものであり、これまで私達自由クラブに所属する議員が理解認識している原告の考え・行動と異なるものでありました。
- 5、自由クラブとしては、春日井市が進める高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）が、多くの地域住民により良い環境を提供するものであるとして支持しているものがあります。  
そして令和4年第2回春日井市議会定例会における令和4年度春日井市一般会計予算（高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）に関係する予算を含む）も自由クラブに所属する議員全員が賛成をしており、賛成者の中には、原告も含まれています。
- 6、このことを踏まえると、市が高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）に関するパブリックコメントを実施した際、原告が前述のチラシに事業の内容を明記し、地域住民に不利益があるとする原告の行動のやり方は、自由クラブの立場に反する行為であります。
- 7、もちろん私は、春日井市が示した事業計画案に対し、問題点を指摘するなどして反対意見を述べる事自体を非難するものではありません。賛成の立場を表明している自由クラブの団員として、自らも賛成を表明していた原告の行動であることに問題が

あるというのです。

すなわち、原告がそのチラシで指摘するような問題点があることを外部に表明するのであれば、当然にその問題点につきクラブ内で議論を尽くし、かつ自己の（反対）意見を外部に表明することにつきクラブの承諾を得るべきであるにもかかわらず、そのようなことは全くしないまま、反対意見を煽ったことが自由クラブの秩序を乱し、春日井市の与党として市ないし一般市民の信頼を害した、というものです。

それは端的に言って裏切り行為です。

- 8、会派は、政策的に同一方向にある議員の自由意志で任意に構成されるものであると考えます。会派の中にあつては、個人の考えや意見を抑えることも必要な時があると思います。自身の考えや信念に重きを置き、会派の意向に反した行動をとるのであれば、自ら会派を脱会し、自由な立場で活動することが本来の姿と考えます。

また、高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）（現行案）に反対（見直し）の考えを持っていたのであれば、当初予算案の審議においても、当然、反対すべきです。しかし、原告は賛成を投じており、上記チラシ配布行動は一貫性がないと言わざるを得ません。

上記チラシ配布行動は、選挙を意識したスタンドプレーとしか考えられません。

- 9、その事について、団長である私、加納満政務調査会長、長縄典夫総務会長の三役で話し合いをしました。そして、加納政務調査会長と長縄総務会長の両名で、原告に嚴重に注意を促し、次はもう自由クラブを出ていただく旨を伝えました。

- 10、その後、令和4年12月28日、仕事納めの日に私が自由クラブの部屋に戻ってくると、市民クラブに所属し、議会報編集委員会委員長を務めている伊藤杏奈議員が加納政務調査会長と話し合いをしておりました。私が何の話をしているのか尋ねたところ、第6回定例会で各議員が行った一般質問を掲載する議会報の記事に、原告は質問したことではない内容を掲載させるように要求しているとの話を聞き、私は何を言っているのかとあきれられるばかりでした。なお、原告は議会報編集委員会の委員ではありません。

- 11、質問をしていない事とは以下の通りです。

(1)、原告が「……『自転車が行き可能な歩道』について、一目でわかる標識や道路標示を整備し、自転車、歩行者の安全を守ることを考える。」との質問をしたことは事実です。

(2)、しかし、原告が令和4年12月に議会報編集委員会に提出した議会報の原稿には、それ以外に、「『自転車が行き可能な市道』の標識や道路標示を整備し、その地図を作成することについて市の考えを問う。」旨の記載をしていたということです。

(3)、原告は、市議会において実際にはそのような質問はしておらず、当然のことながら春日井市はそれに回答をしていません。従って原告がそのような記載をしても春日井市側において「答弁」を記載することは不可能でした。

1 2、伊藤委員長は、原告が最大会派に所属する議員であることを慮り、原告の掲載欄が空白になる事を心配して、加納政務調査会長に相談をしていたと言う事でした。原告を呼び出した様ですが、すぐに来ることが出来なく午後4時頃になるとの事で、伊藤委員長は待っておれずに帰りました。

1 3、その後、原告が午後4時近くに部屋に来たので、私が原告にどうして伊藤委員長に迷惑を掛けるのか、すぐに謝罪する様にと促しても、何の反応もしませんでした。

そのため、再度言ったところ、原告はやけくその様な態度で、「わかった。」と大きな声で言ったため、私はその言い方と態度に苦言を呈しました。

私としては、他会派の伊藤委員長に対して、自由クラブをまとめていく者として原告の行動を恥ずかしく思い、その場にいた加納政務調査会長に、このような困ったことをする原告をもう救う事が出来ない、との考えを伝え、三役で後日話し合いをすることを決め、その日は、もう遅かったので別れました。「もう救うことができない」とは上記チラシの件を念頭に置いたものです。

1 4、翌29日は年末のため、長縄総務会長には電話で上記の経緯を報告し、加納政務調査会長にもその旨を伝え、令和5年1月4日の仕事始めの日に三役会を開くことを決めました。

1 5、1月4日は春日井市の新年名刺交換会が午前10時から春日井市民会館で予定されておりました。9時30分が受付開始時刻です。

市民会館に市議の者（10名以上はいたと思います。）がほぼ一団となって参集し、席についていました。そのような状況の会が始まる直前の頃、伊藤太前春日井市長が顔色を変えて原告の席近くにやってきました。そして強い口調で叱責をしました。それは、高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）に関し反対を煽るチラシの件でした。

私自身は、その会館内にはいましたが、別の場所で知人とあいさつを交わしており前市長の上記の場面は直接には見ておりません。

私が自席についたときは前市長がその場から離れた直後で、前市長がそこに来たことは仲間の議員から聞きました。

前市長は原告に対し「お前は何を馬鹿なことをやっとするんだ。」「あんなもんはいかんぞ。もっと勉強しろ。」などと強く叱責したそうです。仲間の議員は「前市長があんなに怒った様子は見たことがない。」と言っていました。

その時の叱責が、上記チラシの件であることは私にはもちろん、その場にいたすべての市議がすぐにわかったはずで。

1 6、午前11時に名刺交換会は終わり、ほとんどの市議はそのまま（市役所の3階の）議員室に移動しました。自由クラブはその部屋において全員会を開きました。私が新年の挨拶を行い、休憩中に別室で三役会を開き、改めて原告が議会報に質問をしていない事柄を質問事項として記載させようとして皆に迷惑をかけたことについて、原告

の取り扱いについて協議をしました。その結果、退団をするか、除名にするか原告本人に決めてもらう事とし、加納政務調査会長が他のクラブ全員が集まっている部屋に原告を呼びに行き、三役会をした別室に連れて来ました。

- 17、私が、原告に議会報の原稿の件について、事実と違うことを議会報に記載させようとしたこと、その件で議会報編集委員長に迷惑をかけたこと、についての弁明を求めると共に、市民会館での前市長からの叱責について話をしたところ、原告は、私が前市長に原告を叱責するようにそそのかしたと言いました。私はもうあきれて、猜疑心の塊で、被害妄想的であり、何を言っても無駄であり、どうしようもない思いで、もう黙っていました。

原告は、本題の議会報の件の弁明をすることもなく自分勝手なことを言うので、加納政務調査会長が前回の事もあり、もう退団か除名しかない旨を伝えると、間を置くこともなく、原告は逆切れの様相で「訴訟を起こす。」と言って部屋を出て行きそのまま帰って来ませんでした。

- 18、私としては止む無く、全員会において前回の嚴重注意の件、今回の出来事の一連の流れ、名刺交換会での前市長に叱責された事、を会派の皆さんに伝えて採決をし、原告の除名が異議なく承認されました。

そのような流れで、結局、三役会でも弁明の機会を与えたのですが原告はそれをしてないまま、感情的かつ一方的に捨て台詞を残して帰って行ってしまいました。

そういった状況で全員会の決議をしたのです。

よって、原告の、規約違反・手続違背の主張は当たりません。

以上